

り、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 旧 地域

(1) 現況

本地域の西側の山麓地帯ではりんごの生産が盛んである。土地改良事業の面的整備やかん水施設が完了し、わい化栽培を推進した結果、産地間競争力のある代表的な農産物となった。今後は のブランド産品として、量的な有利性を目指した生産体制の整備を推進する必要がある。

本地域の特色としては、集落営農組織ではなく、担い手を中心とした営農形態であり、水路清掃、畔草刈などの農地の管理などの地域の取り組みが必要となっている。

また、西側山麓の畑作地帯の果樹農家では、担い手を中心とした営農形態の結果、後継者不足及び農家の高齢化により荒廃農地化が進んでいる状況である。

また、農業を持続的に行うため、農地や農業用水利施設等の保全管理を地域共同で行う取組の推進や、消費者へ安全安心な農産物を提供していくため、環境にやさしい農業の普及を行っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4 地域

(1) 現況

本地域は平坦な地形、肥沃な土壌等の恵まれた農業生産条件を活用した稲作が中心であるが、他の地域と比較すると、麦やそば等の転作作物の生産が多い。また、現在本地域では経営体育成基盤整備事業が進められており、今後は農業生産性の向上が見込まれる為、新規農業従事者の育成及び利用集積増加による大規模経営の実現を促進する必要がある。

また、農業を持続的に行うため、農地や農業用水利施設等の保全管理を地域共同で行う取組の推進や、消費者へ安全安心な農産物を提供していくため、環境にやさしい農業の普及を行っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5 地域

(1) 現況

本地域の南部は、湧水の豊富な川沿いなどに、養鱒池が数多くありニジマスの養殖が盛んで、近年では の養殖も行われている。

本地域の東部及び北部は中山間地域であり棚田等において稲作経営が行われている。

るが条件不利農地のため集約化が遅れ、シカなどの有害獣被害の影響もあり、荒廃農地が増加しているため、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、農業を持続的に行うため、農地や農業用水利施設等の保全管理を地域共同で行う取組の推進や、消費者へ安全安心な農産物を提供していくため、環境にやさしい農業の普及を行っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業 法第3条第3項第2号に掲げる事業 法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項1号に掲げる事業を推進するにあたり、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（ ）の第4の2による推進組織を活用する。

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

